

# 車 載 器 変 更 届

関東運送事業協同組合  
理 事 長 殿

**車載器を変更した場合に提出して下さい**

登録車両番号に変更がないので、  
セットアップ完了日から  
ETCカードは使用できます。

提出日	2020年〇月〇日
組合員番号	〇〇〇〇〇
住 所	東京都〇〇区〇〇町〇-〇
名 称	〇〇〇運送株式会社
代表者名	〇〇 〇〇〇
電 話	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

登録車両の車載器を変更しましたので、利用規程第17条第3項に基づき、下記のとおりお届け致します。

記

① 現在使用中の カード番号 【例 113392-0003-12345-0】	② ①のカードの 登録車両番号	③ ②の車両にセットアップされ た車載器管理番号	④ 新しくセットアップされた 車載器の車載器管理番号
113392-0003-12345-0	品川800あ1234	10005 00264448 111111	10007 00264448 222222
		↑ 旧車載器番号	↑ 新車載器番号
<p>《添付書類》</p> <p>①車載器セットアップ証明書(写)</p> <p>【注意事項】</p> <p>車両に搭載している車載器を変更した場合は、割引適用に影響がでる恐れがありますので速やかに変更手続きをして下さい。</p> <p>※登録車両番号に変更がない為、カードの再作成はありません。</p> <p>カードの使用はセットアップ完了日から可能です。</p>			

《添付書類》  
車載器セットアップ証明書(写)

《注意事項》

車載器を変更した場合は、新車載器セットアップ完了日からETCカードの使用ができます。  
車載器変更の届出は必ず行って下さい。